



埼玉県報

第585号
令和7年(2025年)
1月24日
金曜日

目次

告示

- 所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 本庄北部土地改良区の役員退任届（本庄農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）
- 坂戸都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 蓮田都市計画事業高虫西部土地地区画整理事業の事業計画変更（第1回）の認可（市街地整備課）
- 蓮田都市計画下水道の（蓮田市決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 鴻巣都市計画下水道（鴻巣市決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 新座都市計画下水道（新座市決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 東松山都市計画下水道（滑川町決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 令和6年度埼玉県立特別支援学校21校コンピュータ教室用機器等貸借に関する落札者等の公示（ICT教育推進課）

告 示

埼玉県告示第五十号

所沢市から所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五十一号

狭山市から狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五十二号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五十三号

和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、本庄北部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|-----------------|
| 理事 | 高橋 武 | 埼玉県本庄市久々宇百六十番地一 |

告 示

埼玉県告示第五十五号

測量計画機関である寄居町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

寄居町

二 作業種類

公共測量（二級・三級基準点測量）

三 作業地域

大里郡寄居町全域

四 作業期間

令和六年十一月七日から令和七年三月二十一日まで

告示

埼玉県告示第五十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

| | |
|-------|---|
| 道路の種類 | 一般国道 |
| 路線名 | 百四十号 |
| 区間 | 埼玉県秩父市上宮地町四五八三番一 地先から 埼玉県秩父市大宮字下上野原八三八番一六 地先まで |

告 示

埼玉県告示第五十七号

坂戸市から坂戸都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五十八号

坂戸市から坂戸都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第五十九号

坂戸市から坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六十号

鴻巣市から鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

蓮田市高虫西部土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和六年五月十七日から令和十三年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県蓮田市大字高虫字正御地、字高都原及び字前野の各一部

四 事務所所在地

埼玉県蓮田市大字高虫八十番一

五 設立認可の年月日

令和六年五月十七日

六 変更認可の年月日

令和七年一月二十四日

告 示

埼玉県告示第六十二号

蓮田市から蓮田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六十三号

鴻巣市から鴻巣都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六十四号

新座市から新座都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六十五号

滑川町から東松山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

令和6年度埼玉県立特別支援学校21校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年11月14日

4 落札者の氏名及び住所

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地

5 落札金額

80,374,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年10月11日